

「P F O S 又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の規定により読み替えて適用する同令第 3 条の 3 の表 P F O S 又はその塩の項第 1 号から第 4 号までに規定する製品で P F O S 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」について

平成 22 年 9 月 3 日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

平成 22 年 7 月 20 日（火）付けで「P F O S 又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の規定により読み替えて適用する同令第 3 条の 3 の表 P F O S 又はその塩の項第 1 号から第 4 号までに規定する製品で P F O S 又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」について意見公募を行いました。

その結果、寄せられた意見はございませんでした。

ご協力ありがとうございました。

#### 1 . 実施期間等

( 1 ) 募集期間：平成 22 年 7 月 20 日（火）～平成 22 年 8 月 18 日（水）

( 2 ) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省ホームページ、窓口配布

( 3 ) 意見提出方法：電子メール、F A X、郵送

#### 2 . 御意見等の総数

提出件数：なし

#### 3 . 問い合わせ先

厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111（内線2427）

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

TEL：03-3501-1511（内線 3701）

環境省 総合環境政策局 環境保健部企画課 化学物質審査室

TEL：03-3581-3351（内線 6329）